

議案第 4 4 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 6 月 1 2 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和 3 3 年墨田区条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 8 備考 2 中「第 2 条」を「第 2 条第 2 項」に、「ホテル営業又は旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

旅館業法の一部改正により、ホテル営業及び旅館営業の営業種別が旅館・ホテル営業に統合されることに伴い、所要の規定整備をする必要がある。